

平成28年5月25日

## 第87回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第87回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成28年5月11日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第8号  
会議年月日 平成28年5月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

### 会議に出席した職員

事務局長 河野 和 浩  
事務局次長兼  
農業振興係長 宮 田 秀 一  
農地係長 千 葉 芳 治

本日の案件 第87回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午前9時30分

<p>議 長</p>	<p><b>【開会】</b>  おはようございます。田植えと農作業真最中のところ、総会を招集させていただきました。恐縮でございますが定めてございますので、よろしくお願いをしたいと思います。なお、今日午前中ということでありましたが、午後から全国農業委員会会長大会、そして岩手県選出国會議員の皆様への要請活動がございます。午後から上京する必要がありまして午前中にさせていただきましたところであります。  それでは、ただいまより総会を進めてまいります、開会に先立ちまして遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いいたします。先章を22番 新田佐悦委員にお願いします。</p>
<p>22番委員</p>	<p>はい。前段を私、朗唱しますので、よろしくお願いをしたいと思います。  (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日のただいまの出席委員は、28名であります。定足数に達しておりますので直ちに第87回遠野市農業委員会総会を開会します。   16番 菊池由雄委員から欠席する旨の届出がありました。また、24番 濱田平八郎委員からは、この後、別会議が有りますので早退という届出があり、会長としてこれを許可しましたのでご報告いたします。なお、18番 阿部正嗣委員、21番 佐藤芳夫委員については、届出がございませんので、今移動中かと思っているところであります。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【会長報告】</b>  それでは、私が出席した会議研修会等につきましてご報告をいたします。4月26日は平成28年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会が釜石市でありましたが、この日に前遠野市農業委員会会長職務代理者でありました佐々木康吉さんのお母さんがお亡くなりになられ、葬儀のため出席をしなければなりませんので会長職務代理者に出席をいただいております。この会議の内容につきましては、釜石市の久保会長が農業委員を退任されまして、上閉伊農委会会長が空席ということ、併せて県常設審議委員会委員も空席になりましたので、後任の議題だったと報告を受けており、不肖私が上閉伊地方農業委員会会長と併せて、常設審議委員会に欠席裁判というようになりましたが、断るとまた揉めるということから受諾した次第でございます。4月28日は農事組合法人宮守川上流生産組合第12回通常総会にご案内があり出席しました。宮守川上流は余剰金というものも出ているようでありまして、余剰金という言い方は失礼ですが、積立てをするお金が出てきており、順調に経営がなされているというように感じてきたところであります。基金を切り崩して農業機械を購入するということでありましたから、こういうことによって魅力ある農業になっていると感じ取ったところであります。5月10日には全国情報会議の情報活動功労者表彰者受賞市長報告ということで市長室を訪問しました。あいにく急用の電話が市長に入りまして、市長とは面会できませんでしたが、副市长とは農業情勢について懇談をする機会が報告と併せてできたということで、大変意義のある報告会だったなと思っております。5月11日には遠野市農業再生協議会の監査会があり、監査の中で会計監査・業務監査の両方行いましたが、業務監査の中で市として耕作放棄地解消のための特色ある方策を何か構築していただけないものかと意見を申し上げたところであります。併せて、大規模家畜農家が辞められるという情報があり、中堅の40代だったと思いますが、何が原因でお辞めになれるかと、放牧量の影響による減収とか、何らかの対策によって畜産振興を図ってもらえないかということも申し上げたと</p>

ころであります。5月の16日は遠野市農業水産振興協議会の監査会がありました。これについては、農業水産振興大会がマンネリ化しており、7年前までは農業委員会が農業者大会と称して主催をしていたわけですが、市のほうから「なぜ農業委員会なのか」というようなお話があり、遠野市が仕切っていくようになってしまった訳ですが、「マンネリ化だよ」ということのご指摘をさせていただいたところでもあります。5月の12日は岩手県農業会議の常設審議委員会が盛岡でありまして出席をしております。この場では、違反転用第3種の一時転用の申請案件に八幡平市がありましたけれども、「掘削する深さ・安定勾配、これについて、どのように農業委員会が審査をしたのか」という質問をさせていただきましたが、出席した委員、農業委員会の事務局職員からは明確な答えがなかったわけでありまして、ここは県内統一した見解でやらなければならないということで、あえて質問をさせていただきましたし、第1種農地の転用扱いについてと、追認いわゆる違反転用されている所、追認もありましたけれども、これについての見解もお伺いさせていただいたところでもあります。遠野市からは収用法に係る農地転用の案件がありまして、千葉係長が立派に答弁されまして、可決されたところでもあります。5月17日は市町村農業委員会会長及び事務局長研修会の会議が盛岡であり、事務局長と出席をしております。18日が遠野市農業再生協議会総会、20日が平成28年度遠野市農林水産振興協議会の総会が開催されまして出席をしております。この中では、監査の立場でありますけれども、事業計画の中でタフビジョンの重点作物にアスパラ・ホウレンソウ・ニラとかあるわけですが、特化されているのはピーマンとホウレンソウだけで、これだけなのかと、市で作っておきながら、アスパラとかニラというものについて何故検証していないのか、ということの質問をさせていただきましたし、特色ある遠野市ならではの農業のあり方については考えるべきじゃないのか、というのは認定農業者会の会長と共に審議に問いたださせていただいたところでもあります。5月の20日が第一回運営委員会。とにかく田植えの真最中でありましたが、今日の議案の審議のために委員会を徴集させていただきましたところでもあります。私が出席した研修会・会議等は以上であります。このほかの事務事業経過の報告については事務局長から報告致します。

#### 【事務事業経過報告】

事務局長

はい、議長。

それでは、私のほうから事務事業経過の報告を致したいと思います。お手元の遠野市農業委員会事務事業経過報告書に基づきまして、先程会長が報告した以外の事項について、ご報告を申し上げます。

5月17日、農地転用等現地確認調査を市内全域で行っております。これにつきまして本日の総会で上程している農地法等の議案の関係について現地確認を行っていただいたところでございます。そして本日、第87回遠野市農業委員会総会でございます。5月26日以降の主な行事予定に入っていきますが、本日、総会終了後、冒頭に会長のほうからお話がありまして、明日26日に平成28年度全国農業委員会会長大会及び本県選出国會議員への要請活動が東京都で行われます。国會議員への要請活動が9時半ということで、前泊が必要となりますので、総会終了後に東京のほうに25・26日と出張の予定が入っております。5月30日から31日までの一泊二日でございますが、岩手県都市農業委員会会長会総会が大船渡市で開催されます。これに会長が出席致します。6月10日が農地法等申請締切日でございます。6月15日、農地転用等現地確認調査の予定日でございます。6月20日に平成28年度遠野市認定農業者協議会総会とあります。まだ案内文書が来ておりませんが、この日に予定が内定したという情報を掴んでおりますので、本日の経過報告書に載せさせていただいたところですので。そして6月の中旬ですが、第1回家族経営協定推進会議、そして第2回農地専門委員会を開催する予定でございます。これにつきましては、日程が確定した後に通知を差し上げたいと思いますので、各委員におか

	<p>れましては6月中旬頃ということで、予定の中に入れておいていただければと思います。なお農地専門委員会におきましては、農地の日の取り組み、農地パトロールについて協議を申し上げたいと思いますのでよろしくお願い致します。第88回の総会でございますが、6月24日に予定をしております。また、総会終了後には第1回農業者年金加入推進委員会を開催する予定でございます。そして7月1日ですが、平成28年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が北上市で開催される予定になっております。これにつきましては別にご案内を差し上げたいと思います。そして7月25日は農地パトロール出発式があり、出発式終了後には第2回農地専門委員会にご協議を申し上げるところでございますが、農地パトロールについての予定を組んでおります。7月の月末から8月の上旬の日程で、お盆前には終了する予定にしたいと思います。案については6月の総会に協議事項として説明を致したいと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>その他の報告事項はございませんので、直ちに議案審議に入ります。議案審議に先立ち、議事参与の制限について、申し上げます。自己又は同居の親族若しくは、配偶者に関する事項については、その議事に参与できませんので、関係する委員は退席を願うこととなります。</p>
議 長	<p>【日程第1】 日程第1についてお諮り致します。議事録署名人並びに書記の指名については、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に23番 田中ナオ子委員、24番 濱田平八郎委員、会議書記に事務局 宮田秀一君を指名致します。</p>
議 長	<p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局お願いします。</p> <p>(提出議案総括表(農地法等関係)を説明)</p>
農地係長	<p>はい。議長。 第87回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。法第3条、今月計6件、40,848.15平方メートル。利用集積、今月計4件、34,450.07平方メートル。法第4条、なし。法第5条、今月計4件、1,902平方メートル。適用外、今月計1件、156平方メートル。法第18条第6項、今月計なし。以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】 日程第2、議案第8号、「農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件の適合性に係る適否について」を上程致します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい。議長。 議案第8号、「農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件の適合性に係る適否について」説明致します。初めにこの農地所有適格法人の要件の適合性について若干説明をさせていただきます。このことにつきましては、農地法の改正によりまして、農地を所有できる法人にとって経営を発展させるために要件を緩和するとともに、これまでの農地を所有できる法人の要件であることを明確にするため、農業生産法人か</p>

ら農地所有適格法人へと変更になったものでございます。要件のまず1点目でありませけれども、「法人の主たる事業のうち、農業に関する部分の売上高が過半数以上であること。農業につきましては、産物の加工・販売・運搬なども含まれること」でございます。また、法人の議決・意見・要件につきましては、法人が行う農業に、常時従事している個人が総議決の過半数を示しているということ。また、役員要件としましては、役員の過半数が年間150日以上常時従事者であること。そして、役員又は重要な使用人の一人以上が年間60日以上従事することとなっていること」でございます。このことにつきまして確認をさせていただいた上で今回の届出を説明させていただきます。法人の名称でございます。●●●● ●●●●。法人の代表者名 ●●●●。法人の住所は、岩手県遠野市●●町●●●●。法人の設立年月日 平成8年3月11日です。資本の内訳は、資本金300万円というようになっております。事業要件としまして、「農畜産物の生産・加工・販売」それから「農業・畜産物の請負・委託」「米及び雑穀の精製・販売等」となっています。法人の申請時の作付け計画でございますけれども、地目は畑ということで作付面積4万平米を予定しているところでございます。これにつきましては、記載のとおり、作物名が「わらび・ふき等の山菜の栽培・販売」、それから「養豚飼育委託」を予定しているということでございまして、収益をそれぞれ100万円、それから2,500万円、計2,600万円ということで見込みを立てているところでございます。続きまして、③の議決権要件及び④の業務執行役員要件でございます。役員につきましては、2名ということになっております。●●●●が代表取締役ということで平成27年3月14日に就任をしているところでございます。法人の事業に従事した年間の総労働日数は300日となっております。●●●●は取締役となっております。先ほど説明をしたとおり、畑等につきまして申請地の作付け計画を立てておるところでございまして、予定では今年の7月に開始での計画を立てているとのことで、もちろん第3条の規定で進まれるということになっているところでございます。以上、説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 議長は提案者でありますけれども、確認の意味でお聞きします。●●●●さんは有限会社ですが、法人代表者の●●●●さんの自己所有の農地はないのですか。

事務局次長 はい、議長。  
お答えします。代表個人の自己所有地につきましては、大変申し訳ありませんが確認はいたしておりません。

議長 はい。直接に関わりはないと思いますが、わかりました。その他、何かございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 よろしいですか。質議なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第8号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】  日程第3、議案第9号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局より説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>はい。議長。議案第9号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町、1筆、634平方メートルのうち165平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●●● ●●●●。使用貸借です。借受理由・貸付理由は、住宅に隣接地しているので借り受ける。相手方の要請により貸し付けるものでございます。</p> <p>2番、●●●●町、2筆、1,963平方メートル。借受人、●●●●町 ●●●●。貸出人、●●●●町 ●●●●・他1名。賃貸借です。借受理由・貸付理由は、規模拡大のため借り受ける。相手方の要請により貸し付けるものでございます。</p> <p>3番、●●町、42筆、35,996.15平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、同所 ●●●●。農業者年金受給に伴う使用貸借再設定です。借受理由・貸付理由は、父より借り受ける。後継者（子）に貸し付けるものでございます。要請し持分3分の1を買い受ける。相手方の要請により売り渡すものです。</p> <p>以上、3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果及び補足の説明を求めます。最初に●●町担当委員お願い致します。</p>
28番委員	<p>はい、議長。28番 白岩でございます。17日に●●の農業委員4名、それから事務局2名で確認をしてまいりました。場所は●●●●前にあります住宅地の中ということになります。この●●●●さんの住宅のすぐそばということで、家庭菜園をするということでの貸し付けということになります。何ら問題がないというように確認をしてまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続いて、●●町担当委員お願いします。</p>
11番委員	<p>はい、議長。11番 菊池妙子です。17日、事務局2名、農業委員5名で確認をしてきました。この●●●●さん、●●●●さんは親戚関係で、●●●●さんのほうが釜石横断道に田んぼがかかりまして減ったため、親戚である●●さんの田んぼを借りて、経営することとなりました。以上です。</p>
議 長	<p>以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了致します。質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶ者あり】</p>
議 長	<p>ございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第9号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶ者あり】</p>

議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第4】 続いて日程第4、議案第10号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局、説明をお願いします。
農地係長	はい、議長。議案第10号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。 1番、●●町、1筆508平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲受人、●●●●町 ●●●●。売買です。譲受理由・譲渡理由は、相手方の要請により買い受ける。組田なので隣接者に売り渡すものでございます。 2番、●●町、1筆82平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。譲受理由・譲渡理由は、耕作地の隣接地を買い受ける。相手側の要請により売り渡すものでございます。 3番、●●町、2筆2,134平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲受人、同所 ●●●●。生前贈与です。譲受理由・譲渡理由は、祖父から譲り受ける。同居する孫に譲渡すものでございます。以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願い致します。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果及び補足の説明を求めます。なお親子間の所有権移転については、現地確認調査の結果等を省略致します。それでは、●●町担当委員をお願いします。
25番委員	はい、議長。25番 綱木です。17日、地元委員2名と事務局2名で現地を確認しました。現地は、●●●●の●●●●付近の300メートルくらい西側に行った土地でございます。あとは、譲渡理由は、ここに書いてあるとおり、組田なので売り渡すということです。何ら問題もありません。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。続いて●●町担当委員、お願いします。
10番委員	10番 奥友です。17日の午前に事務局2名、現地の農業委員2名で現地確認をさせていただきました。譲渡の土地とすれば、極めて狭い土地ではありますが、構図等で確認をしますと、譲受人・譲渡人隣り合わせになっており、ちょうど境界が譲渡することによって直線になるように見えました。譲受人は、自宅の裏側に小さなビニールハウスがありますが、そこの境目の所を買い取り、もう少しビニールハウスを拡張したいということのようです。特に問題等はないというふうに見ております。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果の説明が終了致しました。早速、質疑に入ります。質疑ございませんか。
26番委員	はい、26番 多田です。確認の意味で事務局から聞きたいわけですがけれども、3番の案件ですがけれども、おじいさんから孫に直接贈与ってというのは可能なのでしょうか。登記上では、代越えしないで贈与ということで認識しておりましたけれども、今回の場合は、祖父から孫に直接生前贈与が可能なものかどうか確認させていただきます。
農地係長	はい、議長。



	<p>贈与の件につきましては、祖父からお孫さんに贈与されることにつきましては、問題はございません。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
26番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>この案件ですけれども、おじいさんからお孫さんということですが、そのお孫さんのお父さんはまだ生前されている方ですか。</p>
農地係長	<p>はい。議長。●●●●さんが今回お孫さんに2筆贈与するということですが、農地は11筆所有しております、そのうち9筆は●●●●さんのお父さんに贈与済、残った2筆を今回●●●●さんに贈与するものでございます。</p>
議長	<p>そのお孫さんに生前贈与する理由というのを聞いていますが、贈与ですからどなたに贈与されるかということは寄贈者の権限でありますので問題は無いということですが、なぜ分割をして贈与したということまでは、詳しく事務局では分からないようですが。</p>
26番委員	<p>いいです。</p>
議長	<p>その他ございませんか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第10号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第11号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。議案第11号、「農用地利用集積計画の決定について」説明致します。説明につきましては、「番号」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「利用権を設定する土地」「契約期間」の順番に読み上げて説明をさせていただきます。</p> <p>番号1、(有) ●●●●、●●●●、●●●●町●●●●、他4筆、合計面積2,415.85平方メートル。新規で契約期間は6年となっております。</p> <p>2番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他8筆、合計面積10,783平方メートル。新規で契約期間は5年となっております。</p> <p>3番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他1筆、合計面積8,413平方メートル。新規で契約期間5年。</p> <p>4番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、他6筆、合計面積12,838.22平方メートル。新規で契約期間5年となっております。以上、4件よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>早速、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
22番委員	<p>22番。●●●●さんとは、農業委員の●●さんですか。</p>

事務局次長	はい、議長。お答え致します。4番の●●●●さんにつきましては、そのとおり農業委員の●●●●委員でございます。
議長	よろしいでしょうか。
22番委員	はい、わかりました。
議長	その他にございませんか。議長であり提案者ですが、確認の意味でお願い致します。3番の利用権の設定を受ける者の●●●●さんについては、私の地元で認定農業者・酪農家なのですが、この方は昨年度農地法第3条で所有権移転をされた方だと記憶しています。ところが、●●●●さんの土地が、耕作放棄されている土地が一部あったということから、農地の利用状況調査において耕作放棄地A判定だったというように記憶をしています。農業委員会から意向調査書を発出しA判定でしたから、耕作をするのか又は中間管理機構等に貸出をするのか、売り出しをするのか、貸出をするのか、ということの意向調査を発出したというように記憶をしているのですが、原則耕作放棄地を持っている農家は、借りる、又は買うということができないのではないかとこのように思っていますが、●●●●さんのその後の耕作放棄地解消対策については、どのようにしているのか回答をお願いしたいのですが。
事務局次長	はい、議長。お答え致します。経緯につきましては今、議長が申したとおりでございまして、昨年度に行われました農地パトロールにおいて、遊休農地A判定という評価を受けております。その後、農業委員会から意向調査を発出しまして、5月23日に本人から「自ら耕作する」という回答をいただいております。この結果につきましては、今年度の農地パトロールの際に追跡調査ということで確認をさせていただきたいと思っております。以上、よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。その他、質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め、質疑を終結致します。ただいまの議案については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。ただいまの議案については、原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第6】 日程第6、議案第12号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。
農地係長	はい、議長。議案第12号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について意見の決定を求めます。 1番、●●町、1筆165平方メートル。借受・譲受人、●●町 ●●●● 外1名。貸出・譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。転用目的は、一般住宅の建築によるもの

	<p>で、施設の概要は居宅1棟49平方メートル。駐車場2台36平方メートル。庭122.95平方メートル。通路・回転場101.5平方メートルとなっております。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断致しました。第3種農地は原則許可できるものであることから、転用に問題はないと判断致しました。</p> <p>2番、●●町、1筆337平方メートル。借受・譲受人、●●町 ●●●●。貸出・譲渡人、同所 ●●●●。贈与です。転用目的は、農家住宅の建築によるもので、施設の概要は居宅1棟95.23平方メートル。駐車場2台30平方メートル。通路・回転場211.77平方メートルとなっております。申請地は10ヘクタール以上の集団農地であり、第1種農地と判断致しました。第1種農地は原則不許可ですが、住宅等で集落に接続しての設置は例外的に許可できるものとなっております。申請者は10人世帯のため現居宅では狭く、将来的に農業後継者となるため現居宅に隣接して住宅を建築するものであることから転用することは、やむを得ないものであると判断されるものでございます。</p> <p>3番、●●町、1筆4,859平方メートルの内1,000平方メートル。借受・譲受人、●●町 ●●●●。貸出・譲渡人、●●町 ●●●● 他2名。賃貸借です。</p> <p>4番、●●町、1筆1,920平方メートルの内400平方メートル。借受・譲受人、●●町 ●●●●。貸出・譲渡人、●●町 ●●●●。賃貸借です。3番・4番の転用目的、施設の概要は、●●●●の工事にあたり、現存の橋梁では工事用車両が重量超過となり通行できないので、工事用迂回路・仮設通路600平方メートル。仮設資材置き場800平方メートルを整備する計画となっております。申請地は農業地域内農地で原則不許可ですが、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものとなっております。転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。以上、4件、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	はい、説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明をお願いします。最初に●●町の担当委員をお願いします。
3 番 委 員	はい、3番 鈴木でございます。17日に委員3名と事務局2名で確認をしてみました。1番の案件ですが、場所は●●●●の西側でございます。●●●●の入り口に●●●●がありますが、その裏側ということになります。その場所は、四方が住宅でございまして、何ら影響も問題もないと判断を致しましたので、よろしく申し上げます。
議 長	続いて、●●町担当委員をお願いします。
27 番 委 員	はい、27番 古屋敷です。17日、事務局2名それから地区農業委員4名でもって現地を確認してみました。この地区は、●●町の●●●●集落にありまして、この転用のかかる●●●●さんのすぐ下を利用し工事され、若い人たちの家を建てるということで、先ほど事務局から説明があったとおり何ら問題がないものと判断をしてみました。以上であります。
議 長	ありがとうございました。続いて●●町担当委員をお願いします。
17 番 委 員	はい、17番 菊池妙子です。17日、事務局2名、地元委員5名で確認してきました。場所は、昔の●●●●でハウスがあり●●●●方面に向かって右側に入る道なのですが、この奥の山の方に●●●●を造っており、その途中で事務局のほうで説明があったとおり橋がちよっと弱いということで、道路を仮設して迂回路を造るということです。以上です。

議 長	はい、ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果の説明を終了し、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。
14番委員	はい、14番 千葉です。1番の案件ですけれども、住宅の全体面積が309.45平方メートルに対して、今回は165平方メートルなのですが、この残りの分はその●●●●さんの土地が周りにあつての不足分165平方メートルということによろしいでしょうか。
農地係長	はい、議長。 お答え致します。165平方メートルは、今回の転用案件の畑165平方メートルということで、それ以外にも、●●●●さんから売買で宅地を購入する部分がございます、農地の部分ということで165平方メートルなのですが、施設の形式の全体面積が309.45平方メートルということでございます。以上です。
議 長	はい。その他ございませんか。よろしいですか。
20番委員	はい。確認でございます。一時転用の砂利採取っていうか道路の仮設の通路ですが、一時転用の場合、確認ですけど、ここは2年になっておりますが最長何年とか年数は決まっているわけですか。
農地係長	はい、議長。 お答えを致します。最長3年ということになってございます。
議 長	千葉係長、3年で再更新ということはできますか、どうか。
農地係長	はい、議長。 お答えを致します。最長で3年ということで、その期間内に元の農地の状態に戻して、耕作者に戻すということが基本となっております。
議 長	20番よろしいでしょうか。
20番委員	はい。
議 長	その他質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第12号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第7】 日程第7、議案第13号、「農地法の適用外証明願いに対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。

農地係長	<p>はい、議長。議案第13号、「農地法の適用外証明願いに対する可否決定について」でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町1筆156平方メートル、申請人 ●●市 ●●●●。利用の状況及び手続きを怠っていた理由等は、平成2年に花木を植栽し現在に至る。農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためでございます。なお申請人は、平成2年に●●に転居し居宅と併せて申請の土地を貸し出していたので、花木を植栽し宅地として利用していたものです。以上、1件ご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>はい、説明が終わりました。ただいまの説明に関連致しまして、担当委員から現地確認結果及び補足の説明をお願いします。●●担当委員をお願いします。</p>
15番委員	<p>はい、15番の佐々木です。5月17日、事務局員2名、当該委員2名、4名で現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりですが、既に26年も経過をし、宅地の周囲の花木も大変大きくなっておりました。まったく農地の面影はなく、幸いに面積が少ないことです。それから、今回は事後処理ということになるかと思いますが、その手続きを知らないで現在に至った、ということでございます。結果的には、宅地としてふさわしいもの、ということで確認致しました。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。以上で現地確認の結果の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第13号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
	<p>【日程第8】</p>
議長	<p>日程第8、議案第14号、「平成27年度遠野市農業委員会業務報告書について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。議案第14号についてご説明します。「平成27年度遠野市農業委員会業務報告書について」、業務報告書を別紙と致しましてお配りしています。これに基づきながら、要点を絞ってご説明をさせていただきます。始めに農業委員会憲章がございまして、続いて目次となっています。1ページ目の概要についてですが、東日本大震災の早期復旧・復興に向けた支援の継続について、平成27年度岩手県農業委員大会で決議を致し、岩手県知事に要請をしたところです。また、T P P協定につきましては、大筋合意・調印に至り農林水産業をはじめ、広域な分野において国民生活に大きな影響を及ぼすものであると懸念されるところです。国では、「総合的なT P P関連政策大綱」を踏まえた「攻めの農林水産業への転換」と「経営安定・安定供給のための備え」を柱とする農林水産分野の対策を打ち出したところです。このような状況下におきまして、本市農業の現状と課題を捉えながら、遠野市農業委員会では、耕作放棄地の現状を把握し、無断転用・農地の荒廃化を食い止めることを目的に農地パトロールを実施致しました。</p>

また、市と連携しながら農地中間管理機構のさらなる周知を図り、「地域農業マスタープラン」の継続的かつ徹底した計画の見直しを推進するなど、担い手の育成に努めてきたところです。農業委員会内部活動と致しましては、全国農業新聞普及拡大、農業者年金の加入推進、家族経営協定の締結推進に努めてまいりました。そして、活動の「見える化」を図ってまいりました。特に、「全国農業新聞」普及拡大につきましては、農業委員1人1部以上普及の目標を定め取り組みを行いましたが、その実績が認めら当農業委員会は全国農業新聞優秀農業委員会・団体等表彰、佐藤芳夫委員が情報活動功労賞を受賞したところです。「1 農政活動の取り組み」です。農業施策の充実に関する要請につきまして、平成27年度岩手県農業委員大会で決議を致し、岩手県知事に要請したところでございます。また、今般の「農業委員会等に関する法律」の改正に関わり、農地利用の最適化に向けた取り組み等につきまして、全国農業委員会代表者集会で決議致し、国会と岩手県選出国會議員へ要請を行ったところでございます。2ページ目にまいります。「2 地域の農地と担い手を守り活かす運動」でございます。農地中間管理事業を効果的に活用し、担い手への農地集積・集約化を積極的に推進するため、農業委員が中心となって農地の出し手の意向確認及び受け手への働きかけを行うとともに、市と連携しながら事業推進を図ってまいりました。また、地域農業マスタープランにおいては、随時見直しが生じた地区で検討委員会を開催致し、委員につきましては担当地区に積極的に参加をし、プランの見直し協議に参画してきたところでございます。また、農業委員と認定農業者との懇談会を地区別に開催致し、多数の意見・要望等をいただきました。更には、農業委員活動記録カード提出100%を目標に取り組みを行ってまいりました。「3 農業者年金の加入推進」でございます。農業委員・事務局職員・農協職員が連携致しまして戸別訪問を行い、3人が新規に加入致しました。しかし、県の目標4名には届かなかったところでございます。「4 家族経営協定の推進」でございます。「家族経営協定アドバイザー」と農業委員及び事務局職員が連携致しまして、締結家族の拡大の推進を図ってきたところでございます。「5 情報事業の推進」でございます。全国農業新聞を農業委員1人1部以上普及の目標を定め、普及拡大推進の取り組みを行ってまいりました。また、遠野市農業委員会だよりを2回発行致しました。「6 農業委員会組織・活動の改革推進」でございます。農業振興地域の変更等に関して、市長から意見徴収があった案件等あらかじめ農地専門委員会で現地確認をしながら合議し、総会に対して報告するとともに、農地法関係議案の調整等を行ってまいりました。また、農政専門委員会につきましては、各種農政課題に対して知識を高めるため会議を開催致しました。さらには、農業委員と認定農業者との地区別懇談会で出された意見・要望等を、今後どのようにして遠野市の農業振興につなげていくか、取扱い等の協議を行ってきたところでございます。続きまして3ページにまいります。「1 予算の執行状況」は遠野市の一般会計予算でございます。農業委員会分は抜粋しての報告でございます。まず「歳入」でございます。交付金・補助金等、決算額と致しまして57,765,594円でございます。「歳出」につきましては委員報酬等・事務費・農地中間管理機構支援事業費・農業者年金事務費等で、決算額と致しまして歳入と同様57,765,594円でございます。続きまして4ページでございます。「2 会議・研修会の開催状況」でございます。開催状況につきましては、表で(1)総会等の開催状況等を示しておりますので細かく説明を致しませんのでご了承いただきたいと思います。総会の開催状況につきましては4ページから6ページに掲載をしております。7ページには、(2)農地専門員会(3)農政専門委員会(4)組織検討会(5)家族経営協定推進会議(6)上閉伊地方農業委員会連絡会の状況について記載をしております。上閉伊地方農業委員会については7ページ・8ページまでわたっております。8ページでございます。(7)農業委員研修会、大会参加等、(8)女性農業委員業務検討会及び活動について掲載をしております。なお、女性農業委員の業務検討会及び活動等については、次ページ9ページに

も掲載しております。続きまして10ページでございます。10ページ「総会別記」でございます。毎月総会に報告している件数を1年間分まとめたものでございます。農地法等関係項目別処理件数でございますが、年間では925件となっております。詳細についてはお目通しをお願いしたいと思います。続きまして11ページでございます。「3 農地関係事業」でございます。(1) 農地 ア農地法許可申請処理状況でございます。農地法の許可申請、その他の処理状況は表1。13ページから14ページでございます。「表1 農地法許可申請処理状況」のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思っております。続きまして、11ページ(1) イ農地移動状況でございます。農地移動状況につきましては15ページに記載してございます。15ページ「表2 農地移動状況」「農地法第3条(有償)(無償)別に掲載をしてございます。お目通しをいただきたいと思っております。続きまして11ページ(1) ウでございます。農地法の順守励行でございます。関係機関との連絡調整を図るとともに、農地法の趣旨の徹底及び順守に努めたところでございます。ただ農地相談は随時、実施したところでございます。(2) 農地法第3条による賃貸借のストック面積でございます。(2) でございますが、以下の表のようになっております。(3) 農地法の下限面積緩和及び一般法人等の農地取得における農地法許可申請件数でございます。大変申し訳ありませんが、表に作業中と記載になっていますが、チェック漏れでございますが、この作業中につきましては削除をお願いしたいと思います。(4) 農地パトロールの実施でございます。7月24日に農地パトロール出発式を行いまして、市内全域で調査を実施致しました。そして遊休農地ストック面積でございますがA分類(再生利用が可能)19.9ヘクタール。B分類(再生利用が困難)74.2ヘクタール、というような結果になってございます。続きまして12ページでございます。12ページ、賃借料情報でございます。平成27年1月から12月までの農地の賃貸借における賃借料を地区ごとに集計し平均を算出したものであり、平成28年1月25日に公表してございます。この表のとおりでございます。続きまして(6) 農地移動適正化あっせん事業でございます。事業実績につきましては、この表のとおりでございます。続きまして(7) 諸証明並びに処理状況でございますが、以下の表のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思っております。続きまして16ページをご覧ください。16ページ以降につきましては「農地転用許可に係る面積等の推移」を掲載してございます。「1 平成27年の状況」でございます。(1) 件数の状況(2) 面積の状況載せてございます。続きまして17ページでございます。17ページにつきましては、「2 過去5年間の状況」でございます。(1) 件数の状況、そして(2) 転用目的の状況等につきまして19ページまで掲載をしているところでございます。お目通しをいただきたいと思っております。そして20ページのほうにまいります。20ページ「4 農政関係事業」でございます。(1) 平成27年度岩手県農業委員大会ですが、これは昨年の11月6日に盛岡市で開催されたわけですが、「平成27年度岩手県農業委員大会要請議案」ということで、上閉伊地方農業委員会連絡会でまとめた事項を、20ページから22ページの中段に載せてございます。22ページの後半、中段よりやや後半のほうでございますが、第7回遠野市農林水産振興大会の状況です。昨年の11月26日にあえりあ遠野で開催を致したところです。その中の農林水産業の主な課題及び意見ですが、これについては各地区から集約致しました課題及び意見について協議して載せたところでございます。22ページの後段から25ページまで、その提出された課題及び意見を掲載してございますので、これにつきましても後ほどお目通しをいただきたいと思っております。26ページにつきましては、農業経営基盤強化促進事業でございます。利用権設定等の促進事業でございますが、年度別利用権設定及び所有権移転面積につきまして掲載をしたところでございますし、中間管理権設定面積、年度末農地利用集積面積という順で表示して掲載をしているところでございます。26ページの後半は農地中間管理事業でございます。担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構の指定を受けた岩手県農業公社から業務を遠野市

が受託致しまして、農地の出し手から農地中間管理権として公社が借り受け、地域農業マスタープランに位置付けられた担い手農家に農地の貸し付けを行う農地中間管理事業によりまして、農地の有効利用の継続と農業経営の効率化を図ってきたところでございます。農用地利用配分計画、県の認可の面積につきまして載せてございます。続きまして27ページでございます。2の農業労賃標準額設定でございます。この農業労賃標準額につきましては、案件の調査及び広範な会議を経て、農作業労賃標準額表を作成し、農家に配布したところでございます。なお、配布については農協経由で春の農作業時期に合わせて配布を行ったところでございます。地域の農地と担い手を守り活かす運動でございます。（1）新たな農地制度の円滑かつ適正な運用及び、農業委員会の活動計画の策定及び点検・評価並びに審議の透明性の確保ということでございます。農業委員会だより等の広報活動及び関係機関への周知を行い農地制度の適正な運用に努めてまいりました。活動計画及び点検・評価をホームページで公開致しまして、市民の意見を募ったところでございます。（2）農地の利用状況調査に基づく遊休農地の発生防止及び解消対策の強化でございます。7月15日の「農地の日」には、転作田にヒマワリの種を蒔くなど、遊休農地対策と景観形成を目的とした活動を行ってきたところでございます。また、耕作放棄地解消対策と致しまして、遊休農地利用状況調査と合わせてフォローアップ調査を実施し、解消へ向けた指導体制を強化してきたものでございます。担い手等への農地の面的集積の推進、「地域農業の新たなパートナー」づくりの推進及び個別経営体や集落営農組織の活動支援でございます。農地中間管理事業の活用による、担い手への農地集積・集約化の推進を図ってまいりました。新規就農者又は農業参入する一般法人を「地域農業の新たなパートナー」として、相談活動や情報提供を行うとともに、集落営農組織への活動支援を行ってきたところでございます。家族経営協定締結の促進を通して、担い手の農業経営改善に、支援・協力を図ってまいりました。次に28ページでございます。「9 農家台帳等補完整備事業」等を行ってまいりました。続いて情報事業でございますが、全国農業新聞普及拡大については、農業委員1人が年間新たに1部以上の申し込みを目標に購読推進を図ってきたところでございます。購読部数平成28年今年の3月末現在を表示してございます。平成27年度時点で345件でございます。普及拡大部数については35部、購読中止部数については53部という結果になってございます。農業委員会だよりを年2回、11月と3月に発行をしてまいりました。また今年度につきましては農地パトロールの実施状況につきまして遠野テレビ「アスト通信」で周知してきたところでございます。「11 家族経営協定の普及活動」でございます。これにつきましては「家族経営協定推アドバイザー」を中心に農業委員全体で推進を致してまいりました。平成27年度新規締結件数でございますが5世帯でございます。28年3月末現在の締結件数でございますが243世帯でございます。県内のほうでも上位でございます。岩手県内の家族経営協定の件数につきましては1,777世帯でございます。これは昨年の3月末現在でございます。続きまして29ページでございます。「12 農業者年金業務」を載せてございます。遠野市農業者年金加入推進委員会を開催致しまして、農業者年金の加入推進月間を12月から2月に設定しまして、戸別訪問を中心に働きかけを致しまして、岩手県農業会議が示した4名の目標達成に向け活動をしてまいりました。その結果、政策支援加入者1名、通常加入2名の新規加入があったところでございます。表に致しましては、（1）経営移譲年金・老齢年金裁定請求者数、及び（2）農業者年金被保険者の内訳を表にして載せてございます。続きまして30ページからは参考資料と致しまして「1 遠野市農業の概要」でございます。これについては、農林センサスの抜粋したものを表にして載せているところであります。30ページ・31ページでございます。そして32ページ以降につきましては、遠野市農業委員会の概要について掲載をしているところでございます。以上、提案を致したいと思っております。よろしくお願い致します。



議 長	はい。1年間の農地法に関する処理件数が1,000件弱という膨大な件数を処理してきたのだなということが業務報告を通じてわかったところであります。それでは説明が終わりましたが、質疑に入ります。質疑ございませんか。
14番委員	はい、14番 千葉です。この報告書の提案、大変ご苦労様でございました。それでこの報告書ですけれども、ホームページ等に公開する予定はございますか。
事務局 長	はい、議長。これまでは公開をしてございませんが、ご意見に基づきながら検討をさせていただければと思います。
14番委員	せっかくこのような取りまとめをしていただいたものですから、できるものであれば、ホームページ上に公開をして、資料と共に公表したほうが良いと思います。それから、15ページですが、農地法第3条（無償）の平成27年度、合計が31件となっていますが、42件の間違いじゃないですか。
議 長	無償ですか。
14番委員	はい、わかりますか。平成27年度、一番下ですよ。田が22件、それから畑が20件、で合計が31件ですよ。これ42件じゃないでしょうか、ということです。
事務局 長	はい、議長。ご指摘のとおりでございます。訂正をさせていただきたいと思います。再三のチェックミス大変申し訳ございません。
議 長	大変失礼を致しました。運営委員会でもチェックしましたが見つけられませんでした。ありがとうございます。先ほどの千葉委員からのご指摘であります。業務報告書は岩手県農業会議又は近隣の市町村、市議会等へは提供をしてきましたけれども、やはり「見える化」を図る意味ではホームページというものがございますので公表をすべきという判断にたつて前向きに進めて行きたいと考えます。その他、ございませんか。事務局も運営委員会もチェックはしたのですが、ただいま千葉委員からご指摘ありましたように見逃ししてしまう部分もあろうかと思えます。印刷するまでにもう少し時間もありますから、気が付いた点につきましては、事務局のほうまでご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願い致します。
25番委員	はい、議長。31ページの確認ですが、農産物農家数と面積で、豆類の面積と戸数が逆じゃないですか。販売農家が118戸で面積が20haとなっているが、20haということはありえない。平成27年度は極端に減っているし、20haということは、一つの営農組合だけでも20ha以上超えているはず。
事務局 長	はい、議長。この数値につきましては、世界農林業センサスの数値を遠野市の分を抜粋して載せたものでございます。この農林業センサスにおきましては、ご存知かとは思いますが、農業経営体の調査票を集計したものでございます。ちょっと確かに推移を見ると差がありすぎますので若干これについてもご確認をさせていただきたいと思えます。
25番委員	はい。
議 長	ただいまの質問であります。農業センサスは5年に一度の調査で結果が公表される

<p>議 長</p>	<p>ということですが、宮守川上流では今まで大豆等取り組んできたものが、飼料用に転化をしているということもありますけれども、それにしても20haという面積はあまりにも減ったのかな、というふうに思っで見させていただきました。これは国のほうで調査・結果の公表ですから、移記するときに間違いがあったかもしれませんので。再度確認させていただきたいと思います。その他、ございませんか。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、お願いであります。今ご指摘いただいたとおりまだまだ数字の間違い、誤字脱字があることが考えられますので、あつてはならないことと思っておりますけれども、見つけれられた場合は事務局まで連絡をいただければと思います。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第6号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。議案第14号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>【協議事項】</p> <p>次に協議第1号「平成28年度全国農業新聞普及推進計画について」を協議いたします。事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。協議第1号でございます。「平成28年度全国農業新聞普及推進計画について」説明させていただきます。この件につきましては、過日開催されました運営委員会の中でも協議をいただいております。今年度の普及目標でございますけれども、県農業会議のほうから示された目標数字でございます。遠野市では、平成28年5月現在の購読部数は331部となっております。県農業会議から示された目標は368部でございます。これにつきましては、例年のとおり県の目標を下回る設定はできないということで、この示された目標を本年度の数値として取り組んでいただきたいと思いますところがございます。2の働きかけをする目標人数でございます。これも例年と同様の目標数で掲げているところでありますけれども、認定農業者等が5名、その他の農業者28名、関係機関・団体1名、その他市民3名ということで、現状の331部から目標の368部までの37部という取り組みをお願いしたいということでございます。強調月間の設定と致しましては、6月から7月にかけてよろしくお願ひしたいと思いますし、10月・11月の時点で取り組みをされた状況につきまして、まとめていきたいと思っております。普及対策会議につきましては、今回の総会協議後、先ほどの強化月間を終えまして10月の総会で実績の確認と協議をさせていただければ、というように思っているところであります。それで裏のページ6の普及活動計画につきましては、これも例年通りではございますけれども、37部という到達目標でございますので、農業委員さん1人1部の普及活動へ向けをお願いをしたいと思います。戻っていただきまして、表のほうに参考ということで県内の購読部数上位3市ということで載せております。遠野市につきましては県内3位ということになっております。部数で言えば県内3位ですが、購読率とすれば3.03%ということで、かなりの数値で第1位というところであります。こういった素晴らしい成績をこれまでも築いてきていただいておりますので、今年度につきましても委員各位のご協力をお願いしたいと思っております。併せて事務局としても推進を頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひを致します。以上です。</p>

議 長	<p>はい。説明が終わりましたが、質疑というよりも、この辺に関しましては事業計画の中で、すでに農業委員1人1部拡大をすることは決めておりますので、いま事務局から説明がありました通りに、今年1年間かけて1人1部以上の普及拡大に努めていただきたいということを確認するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>[「はい」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは、農業委員1名1部以上の普及拡大をよろしくをお願いをしたいと思います。</p>
議 長	<p><b>【その他】</b> その他に入りますが。委員の皆様から何かございませんでしょうか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>よろしいですか。事務局からは何かありますか。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。配布物のことにつきましてご説明させていただきます。まず資料の一番下にお配りしております盛夏時の服装についてです。これも例年通り、市では6月1日から9月30日まで、盛夏時の服装は半袖シャツ・ポロシャツ等夏服の清涼感のあるシャツを着用することへ取り組むことになっているところでございます。農業委員各位につきましても、上着及びネクタイの着用につきましては、夏向けの服装ということでお願いしたいというところでございます。総会・各種の委員会等の会議につきましても、ノーネクタイ、上着なしということでご確認をよろしくお願いしたいと思います。また、下のほうには、農業者年金の制度につきまして、旧制度それから新制度のガイド版のパンフレットが入っておりますので、業務の参考にさせていただきたいと思っております。それから4月25日に開催致しました受賞祝賀会の集合写真をお配りしております。申し訳ございませんが写っている方だけにお配りいたしております。お納めいただければと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、夏の服装については、上着とかネクタイは着用しなくてもいいということです。どうしてもネクタイを着けたい、上着を着て来なければならないという方は、それはそのままでも構いません。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは以上をもちまして、第87回遠野市農業委員会総会を閉会致します。ご苦労さまでございました。</p> <p>午前11時10分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年 月 日

遠野市農業委員 番\_\_\_\_\_

同 番\_\_\_\_\_

遠野市農業委員会会長 \_\_\_\_\_